

特定除外水域航行に関する特別条項(B)

(令和3年6月2日改正)

第1条 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶が次に掲げる水域を航行することを包括的に承諾する。

(1) Lebanon

(2) Venezuela

ただし Lake Maracaibo および北緯 11 度以南の Gulf of Venezuela を除く。

第2条 第1条における承諾は、当該航海において武器、弾薬および軍用に供する物品を貨物として輸送していないことを条件とする。

第3条 航路定限外航行に関する特別条項（戦争保険用）第2条の規定にかかわらず、当社は、第1条の承諾にもとづく除外水域航行の、保険契約者または被保険者による通知を免除する。

第4条 当社は3営業日（当社の営業日とする。）前の予告をもって、第1条の承諾を解除することができる。